

令和8年1月

令和8年度新入学児童保護者 各位

菰野町教育委員会事務局

就学援助費（新入学学用品費）の入学前支給のご案内

菰野町では、令和8年4月に菰野町立の小学校へ入学されるお子様の保護者の方で、経済的な理由等でお困りの方に、入学準備に必要な費用の一部を入学前に援助します。

1. 援助の内容

支給額／57,060円 支給日／令和8年3月下旬（予定）

支給方法／菰野町から申請者（保護者）の口座に振り込み

2. 支給の対象となる方

以下の条件にすべて該当する方が対象となります。

- (1) 令和8年4月に菰野町立の小学校に入学予定のお子様の保護者
- (2) 令和8年2月1日現在、菰野町内に在住しているお子様の保護者
- (3) 菰野町の就学援助制度の認定基準に該当する方 ※「5. 所得基準について」を参照
└ 生活保護法に基づく保護を停止または廃止された方
└ 生活保護法に基づく保護を要する者に準ずる程度に困窮していると認められる方 など

3. 申請について

保護者の口座番号が分かるものを持参のうえ、菰野町役場4階 菰野町教育委員会事務局教育課までお越しください（申請書を記入及び提出していただきます。）

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。

提出期限 令和8年2月20日（金）

4. 注意事項

- ①新入学学用品の申請をした場合でも、入学後の就学援助制度（学用品費、給食費等）を希望される場合は、入学後に改めて申請が必要です。
- ②新入学学用品費の入学前支給を受けた場合、入学後の就学援助制度にある「新入学学用品費」は支給されません。
- ③新入学学用品費の入学前支給を申請しなかった（または申請したが否認定となった）場合、入学後の就学援助制度で認定された時は、「新入学学用品費」を含めた額が1学期末（7月末）に支給されます。

裏面へ

5. 所得基準額について（参考）

収入額（※1）が、所得基準額（※2）を下回る方は就学援助を受けていただくことができます。

※1 収入額とは、県民税及び市町村民税の課税の基礎となった同一生計の世帯員全員の1～12月の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計から、県民税及び町民税の課税にあたって所得控除された雑損、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料及び保護者等に係るひとり親控除又は寡婦控除を差し引いた金額を12で割り、月額としたものです。

※2 所得基準額は同一生計世帯の世帯員数、年齢構成によって変わります。

●所得基準の目安

☆例1 世帯主（40歳）、妻（38歳）、子（中1）、子（小3）の4人世帯の場合

→ 所得基準額（月額）：およそ 245,000円

☆例2 世帯主（45歳）、子（小3）、子（小1）の3人世帯の場合

→ 所得基準額（月額）：およそ 203,000円

上記はおよその目安です。所得基準は同一生計世帯の世帯員数や年齢構成等により異なります。

問い合わせ先

菰野町教育委員会事務局

教育課 電話：059-391-1155

FAX：059-391-1195